

平成25年度 第1回 市川市自立支援協議会

日 時：平成25年5月30日（木）
午後1時30分～3時30分

場 所：急病診療・ふれあいセンター
2階 第2集会室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 委員の交代と事務局職員の異動について
- 3 各専門部会および障害者団体連絡会からの報告
- 4 今年度の重点的な取り組みについて
- 5 その他
- 6 閉会

市川市自立支援協議会の運営に関する要綱

市川市地域自立支援協議会設置要綱（平成20年2月4日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき本市に設置する市川市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営については、自立支援協議会の設置運営について（平成24年3月30日障発0330第25号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添「自立支援協議会設置運営要綱」（第2の2及び3並びに第4を除く。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（構成メンバー等）

第2条 協議会の構成メンバーは、次に掲げる者とし、その合計人数は、25人以下とする。

- (1) 相談支援事業を行う者
- (2) 障害者にサービスを提供する事業を行う者
- (3) 障害者の就労を支援する活動を行う者
- (4) 障害者団体の推薦を受けた者
- (5) 障害者の権利擁護に関する事業を行う者
- (6) 障害児の支援を行う者
- (7) その他市長が適当と認める者

2 市長は、必要があると認めるときは、協議会を開催することができる。

3 市長は、協議会の構成メンバーについて、2年ごとに見直しを行うものとする。

4 第1項に定めるもののほか、市長は、必要に応じ、関係者に対し協議会への出席を依頼することができる。

5 第1項に規定する構成メンバーは、協議会に出席することにより知ることのできた秘密を漏らしてはならない。構成メンバーでなくなった後も同様と

する。

(事務)

第 3 条 協議会の事務は、福祉部障害者支援課において処理する。

(補則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 1 1 月 1 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

市 川 市 自 立 支 援 協 議 会 委 員

	委員氏名	団体名	委員分類
1	朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センター がじゅまる	相談支援事業者
2	松尾 明子	特定非営利活動法人 ほっとハート	相談支援事業者
3	酒井 範子	社会福祉法人 サンワーク	相談支援事業者
4	三浦 健	社会福祉法人 南台五光福祉協会	相談支援事業者
5	磯部 利江子	社会福祉法人 一路会	相談支援事業者
6	金 聖華	特定非営利活動法人 千葉精神保健福祉ネット	相談支援事業者
7	保戸塚 陽一	社会福祉法人 春濤会	相談支援事業者
8	長坂 昌宗	基幹型支援センター えくる	相談支援事業者
9	森田 美智子	日中活動連絡会(社会福祉法人いちばん星)	サービス事業者
10	宮本 正栄	グループホーム等連絡協議会 (障害者グループホーム等支援ワーカー)	サービス事業者
11	木本 頼子	地域移行支援協議会(中山病院)	サービス事業者
12	内野 智美	居宅支援連絡会(市川市福祉公社)	サービス事業者
13	永井 洋至	重心サポート会議(特定非営利活動法人ポテト)	サービス事業者
14	小井土 栄一	障害者就労支援センターアクセス	就労支援関係者
15	大井 好美	障害者団体連絡会(そよ風の会)	障害者団体
16	植野 圭哉	障害者団体連絡会(市川市ろう者協会)	障害者団体
17	田上 昌宏	障害者団体連絡会(市川手をつなぐ親の会)	障害者団体
18	檀淵 文子	障害者団体連絡会(松の木会)	障害者団体
19	三田 一男	障害者団体連絡会(市川市視覚障害者福祉会)	障害者団体
20	木下 静男	障害者団体連絡会(市川市オストメイトの会)	障害者団体
21	山崎 泰介	社会福祉法人 市川市社会福祉協議会	権利擁護・地域福祉関係者
22	佐々木 英充	市川市立須和田の丘支援学校	障害児支援関係者
23	深澤 祐子	県立船橋特別支援学校	障害児支援関係者

相談支援部会からの報告

1. 相談支援事業ガイドラインについて

別添のような形で最終案をとりまとめ。全体会で了承をいただいた後に、配布。

2. 平成25年度の活動について

相談支援事業の質の確保を図るため、ガイドラインにもとづき、事業所対象の研修会を開催。

障害のある当事者や家族に対し、相談支援事業の普及啓発を図るため、当事者や家族の団体による学習会の開催を支援。

相談支援専門員の質の向上を図るため、相談支援専門員連絡会（仮称）の立ち上げを働きかけ。

障害児支援連絡会の活動から見えてくる課題への取り組み。

各相談支援事業所や基幹型支援センターへくるにおける困難事例への取り組みをバックアップする場として、グループスーパーヴィジョンを定例的に開催（継続）。

市川市における今後の障害者相談支援体制について、引き続いて協議、検討。施策への働きかけ。

その他、後見支援の仕組みづくりや生活困窮者支援の仕組みづくりについて、必要に応じて情報交換。

生活支援部会の昨年度の取り組みと平成25年度について

共通項目	居宅連絡会		グループホーム連絡協議会		重心サポート会議		日中連絡会		ワーキングチーム		障害者団体連絡会	
	昨年度	今年度	昨年度	今年度	昨年度	今年度	昨年度	今年度	昨年度	今年度	昨年度	今年度
人材確保 人材育成 連携	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅連絡会を2回開催 ・自立支援協議会等の報告 ・同行援護研修等研修の案内 ・制度改正のお知らせ ・ストマについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅連絡会を2回開催予定(1回目は6月5日の午後を予定している)相談支援従事者研修の周知、喀痰の取り組みを聞きたい。 ・昨年度同委員の内容 ・ストマについての研修実施(秋) 介護保険の事業所とタイアップ予定の方向で検討中 知っていたく取り組み ・連絡網の作成 ・幹事の変更(検討) 			<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修の実施 ・どれみの実施への協力 ・医療的ケアのスキルアップ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修の実施 ・どれみの実施への協力 ・社会資源名簿の作成 ・学校から卒業後はケアのあり方に大きなギャップがある ・申し送りを整えたいツールや様式、アセスメントシートなど 			<ul style="list-style-type: none"> ・ハートフルセミナーの実施 ・ハートフルまっぷの作成 ・障害者週間にイベント実施 ・研修の実施(とまりぎ岸本さん) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間のイベントについては、自立支援協議会本会とも調整を図る ・市のイベントと組み合わせる人を呼ぶ工夫をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会の開催 ・防災パンフレットの作成 ・防災訓練への参加 ・1月に危機管理課に要望書を出した 	<ul style="list-style-type: none"> ・5月14日に連絡会を開催 ・勉強会 ・障害者週間には疑似体験等できるようにしたい。(アイマスク、車椅子で段差等)
移動・送迎							<ul style="list-style-type: none"> ・送迎についての調査および報告 ・先進事例の調査、報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体化に向けての検討 ・調査の報告と提案 				
宿泊関係			<ul style="list-style-type: none"> ・入居検討について ・GHCHニーズ調査の実施 ・必要な場についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居検討について(6月開催予定) ・GHCHニーズ調査(結果の検討) ・必要な場についての検討 ・世話人の交流の場、悩みを語り合える場の企画を検討している ・浦安に女性用のホームが1件開設される(4月7日～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の複数活用は 							
担当者	長崎委員 内野委員	長崎委員 内野委員 木下委員 水野さん(福祉公社)	宮本委員 三添委員 松崎委員 上田委員 三浦委員	宮本委員 三添委員 松崎委員 上田委員 三浦委員	朝比奈委員 内野委員 えくる	朝比奈委員 内野委員 えくる	森田委員	森田委員	松尾委員 磯部委員 菅原委員→芦田委員 村山委員	松尾委員 磯部委員 菅原委員→芦田委員 村山委員	木下委員 三田委員 村山委員	木下委員 三田委員 村山委員
構成メンバー												

※ 危機管理室は危機管理課と地域防災課に分かれた

事務局作成(案を含む)

「日中活動事業所 における送迎の実態把握調査」 <平成24年9月～10月実施>

概 要

<目的>

1. 日中活動先へ通所する際の送迎についての実態を把握し、通所を保障するための課題を整理する。
2. 送迎に係る基本的な考え方を構築し、市川市での送迎体制を整備する上での基礎資料とする。

「日中活動事業所」とは
 市内にある主として昼間の時間に利用者が通ってくる事業所
 ・障害福祉サービス 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）
 生活介護、自立訓練（生活訓練）
 ・地域生活支援事業 地域活動支援センター（ ・ ・ 型）

<対象者>

市川市内日中活動事業所（18歳以上）（指定事業所単位）

<調査方法>

E-mail 及び郵送や手渡しによるアンケート方式

<調査実施者>

市川市地域自立支援協議会 生活支援部会 日中活動連絡会

<回収率>

91.2%

（対象箇所 57事業所、回収箇所 52箇所）

～おことわり～

調査項目は以下のとおり多岐にわたるため、それぞれの集計結果からいくつかの項目を抽出し分析した結果を報告させていただきます。

1. 事業所 運営主体 属性、主に対象とする利用者の障害種別、サービス種別、定員
2. 利用者 平均年齢、通所手段、付き添いの有無、車輛送迎実施の有無（理由、導入予定とその理由）
3. 送迎内容 時間（最大、最少、総時間）、対象人数、ドアツードア、拠点、車輛種類
4. 送迎体制 添乗の有無（理由）、送迎職員の雇用形態、実数
5. 送迎に関する経費、送迎加算について

* 今回の集計では、「北部」と「南部」は、江戸川を基準に分類した。

送迎アンケート調査結果の分析まとめ および生活支援部会からの提言

今回の送迎アンケート集計結果を、全体の他、サービス種別、障害種別、地域別という3つの観点から改めて集計を行い分析しました。それぞれの切り口から見える傾向を抽出し、その結果から送迎に係る課題を明らかにし、課題への対応についての提言を導き出しました。（尚、この資料は、集計結果から一部を抜き出したダイジェスト版となっています。）

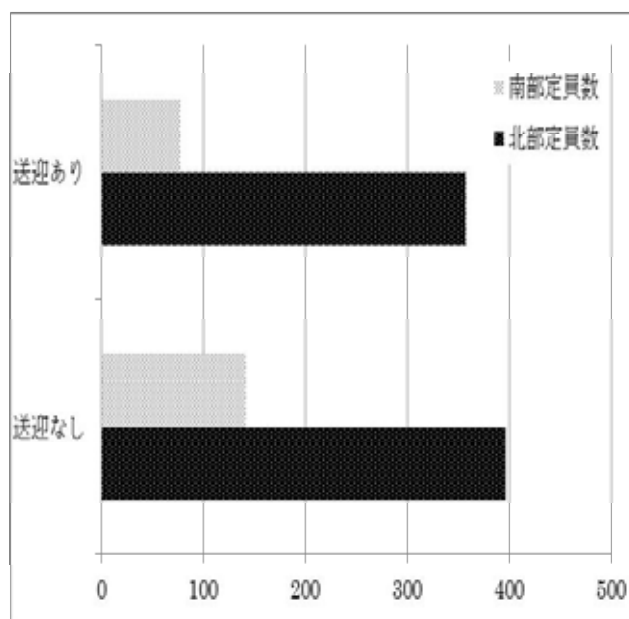
1. 地域別

事業所基本情報 (住所)・ (定員)

事業所数・利用者数・送迎有り、すべての項目で圧倒的に北部に集中している。

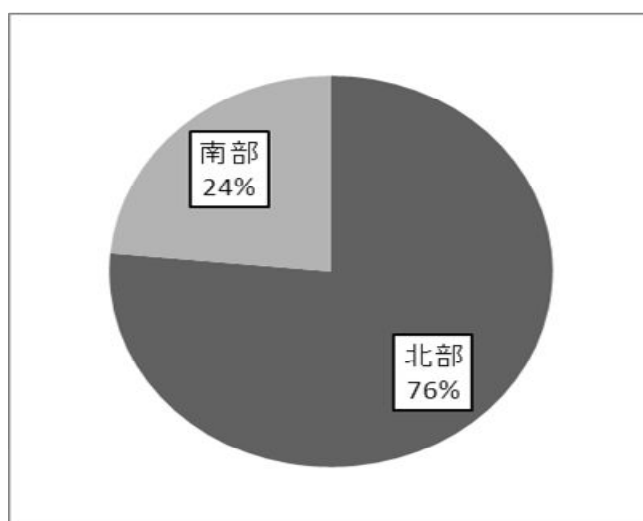
	送迎の有無			総計
	無	有	無回答	
北側				
事業所数(箇所)	20	13	3	36
定員合計	807(人)			
南側				
事業所数(箇所)	11	4	1	16
定員合計	252(人)			
全体の事業所数	31	17	4	52
全体の定員合計	1059(人)			

事業所数



設問3 送迎の有無についてお答え下さい。
送迎を実施している事業所数は北部が多い。

地域	送迎を行っている事業所	割合
北部	13 箇所	76%
南部	4 箇所	23%
総計	17 箇所	



設問 4 送迎にかかる総時間は何時間ですか

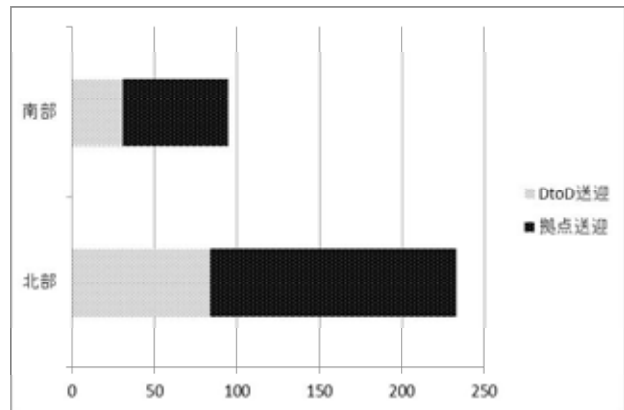
総時間の最大は、北部は13時間、南部は8.5時間になっている。

送迎時間	送迎の総時間(件)									総計時間
	2	3	4	5	6	7	7.5	8.5	13	
北部	2	6	8	5	6	7	7.5	0	13	54.5
南部	4	0	4	0	6	0	0	8.5	0	22.5
総計	6	6	12	5	12	7	7.5	8.5	13	77

設問 5 送迎対象人数についてお答えください。

南北共、ドアツードアよりも拠点送迎の利用者数が多い。

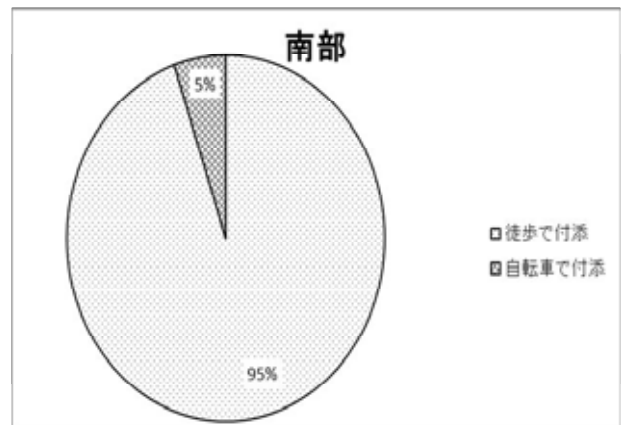
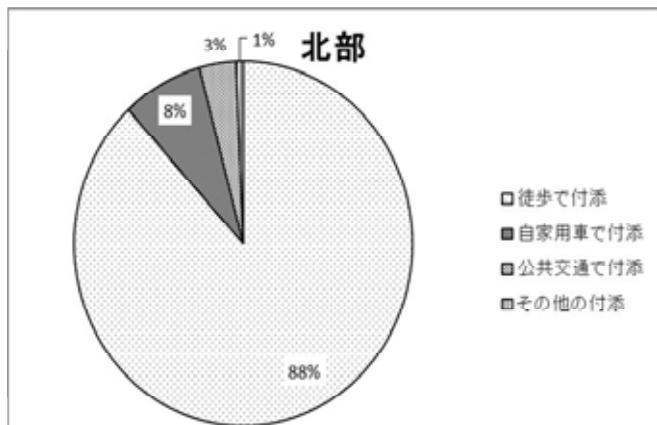
地域	ドアツードア	拠点送迎
北側	84	178
南側	31	64
総計	115	242



設問 6 拠点送迎の場合、拠点までの主な通所方法と人数を教えてください

送迎拠点までの移動手段は、北部・南部ともに付き添いを必要としている方が多い。

地域	徒歩の付添	自転車の付添	自家用車の付添	公共交通の付添	タクシーの付添	その他の付添
北部	126	0	11	5	0	1
南部	18	1	0	0	0	0
総計	144	1	11	5	0	1

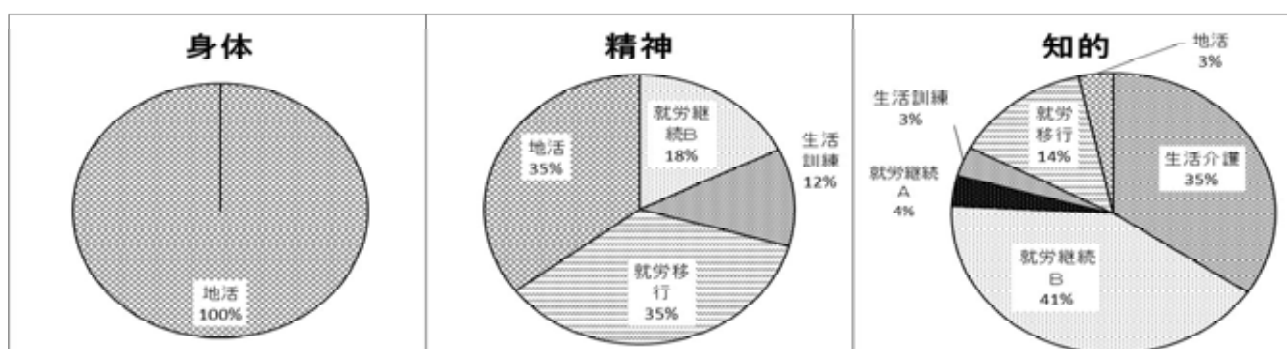


2 . 障害種別

事業所基本情報 (主な利用者)・ (サービス種別)

知的分野は、生活介護、就労Bの事業所数が圧倒的に多い。精神分野は、就労移行及び地活、就労継続Bに続き生活訓練となっている。身体分野は地活センターのみになっている。

障害種別	サービス種別						総計
	生活介護	就労継続B	就労継続A	生活訓練	就労移行	地活	
身体障害	0	0	0	0	0	6	6
精神障害	0	3	0	2	6	6	17
知的障害	10	12	1	1	4	1	29
総計	10	15	1	3	10	13	52

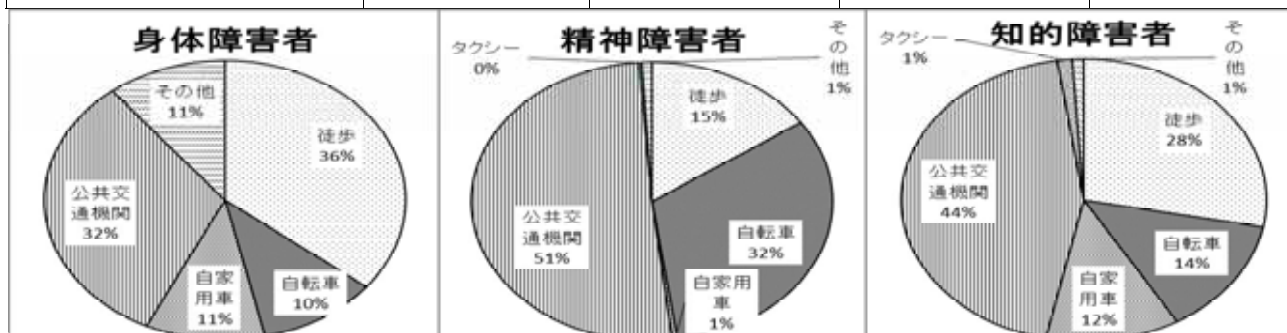


設問1 送迎サービスを利用されていない方々の主な通所手段と人数をお答え下さい。

送迎を利用していない場合、公共交通機関、自転車などを単独で利用している割合が高い。

(送迎を利用されない方の主な通所手段)

主な通所手段\障害種別	身体障害者	精神障害者	知的障害者	総計
徒歩	10	68	109	187
自転車	3	143	52	198
自家用車	3	2	46	51
公共交通機関	9	224	172	405
タクシー	0	1	5	6
その他	3	4	4	11
総計	28	442	388	858

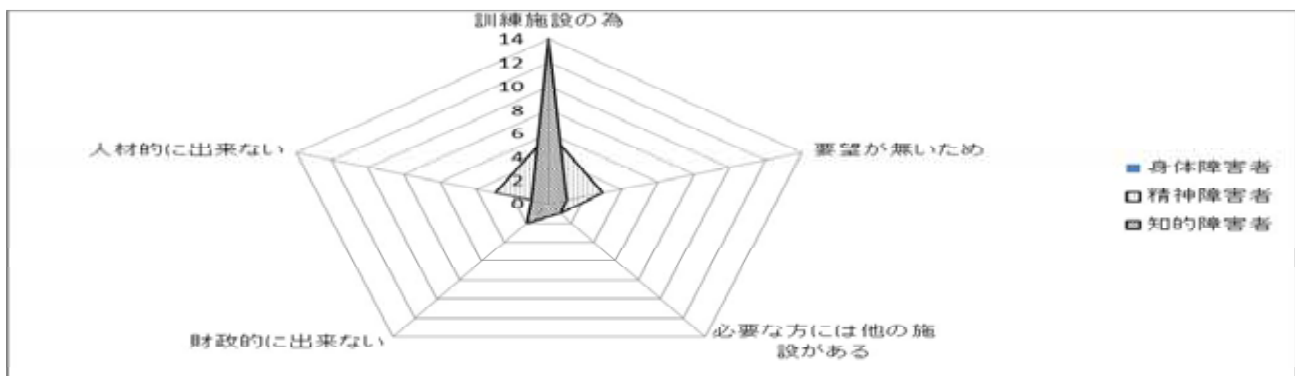


設問3 将来的に送迎を導入する予定が無い理由

精神、知的ともに「訓練施設である」と言う理由。ついで「要望がない」等が挙がっている。身体障害では、「要望がない」となっている。

(箇所)

送迎導入をしない理由	身体障害者	精神障害者	知的障害者	総計
訓練施設の為		6	14	20
要望が無いため	1	3	1	5
必要な方には他の施設がある		1	1	2
財政的に出来ない			2	2
人材的に出来ない		3	1	4
総計	1	13	19	33



設問3 - 2 貴事業所において送迎にかかる最大時間（往復）をお答え下さい。

身体障害部門では最低でも1時間30分から2時間、最大3時間。長時間の乗車が及ぼす影響が懸念される。事業所数との関連を見ていく必要がありそう。

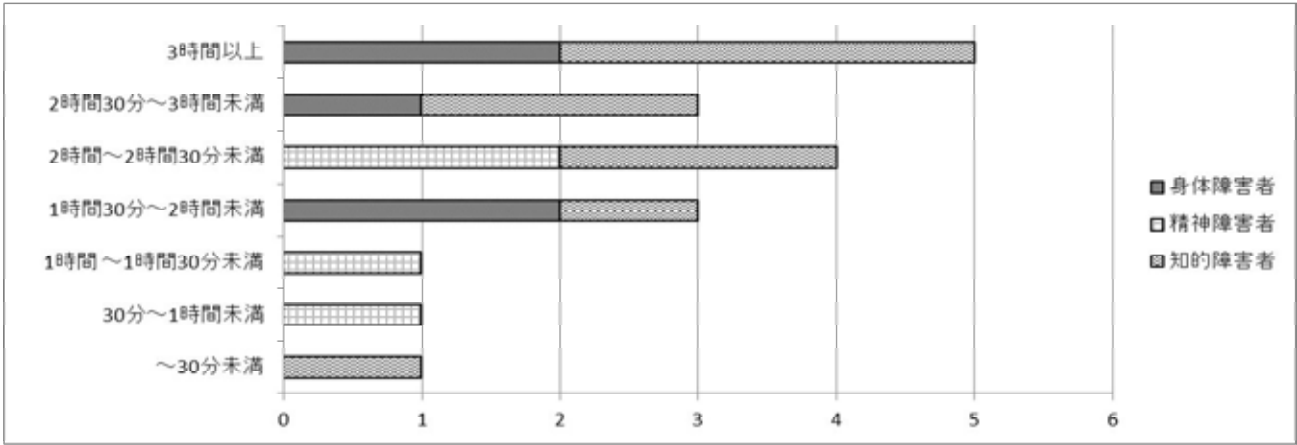
精神障害部門では、最低が1時間未満、最大2時間30分以内。

知的障害部門では、最低30分未満から最大3時間以上と幅がある。身体部門と同様、長時間の乗車による負担が懸念される。また、短時間（近距離）でも送迎を必要としている方のニーズに答えていることがうかがえる。

(箇所)

送迎最大時間	身体障害者	精神障害者	知的障害者	総計
～30分未満			1	1
30分～1時間未満		1		1
1時間～1時間30分未満		1		1
1時間30分～2時間未満	2		1	3
2時間～2時間30分未満		2	2	4
2時間30分～3時間未満	1		2	3
3時間以上	2		3	5
総計	5	4	9	18

(設問3 - 2つづき)

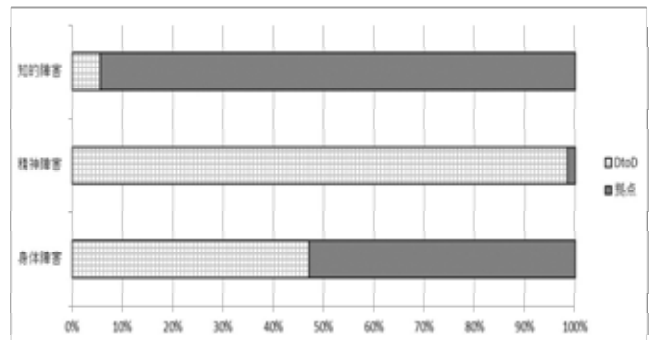


	身体障害者	精神障害者	知的障害者
～30分未満			11%
30分～1時間未満		25%	
1時間～1時間30分未満		25%	
1時間30分～2時間未満	40%		11%
2時間～2時間30分未満		50%	22%
2時間30分～3時間未満	20%		22%
3時間以上	40%		33%

設問5 送迎対象人数についてお答えください。

ドアツードア送迎と拠点送迎を行っている事業所の内訳は、身体障害はドアツードアと拠点送迎が半々となっている。精神障害はドアツードアが主軸で、知的障害は拠点送迎が主軸という事がわかる。送迎利用者の合計は、357人となっている。

障害種別	DtoD(人)	拠点(人)
身体障害	40	45
精神障害	65	1
知的障害	10	196
総計	115	242



設問 6 拠点送迎の場合、拠点までの主な通所方法と人数を教えてください

身体障害分野は、「拠点までは自力」がほとんど。精神分野では一人だけ自力で公共交通機関を利用しており、知的分野は「拠点まで徒歩で付き添い」が大多数である。

(人)

種別	徒歩		自転車		自家用車		公共交通		タクシー		その他	
	自力	付添	自力	付添	自力	付添	自力	付添	自力	付添	自力	付添
身体障害者	40	5										
精神障害者							1					
知的障害者	23	139		1	11	1	5					1
総計	63	144		1	11	2	5					1

設問 7 送迎用車両の乗車定員についてお答え下さい。

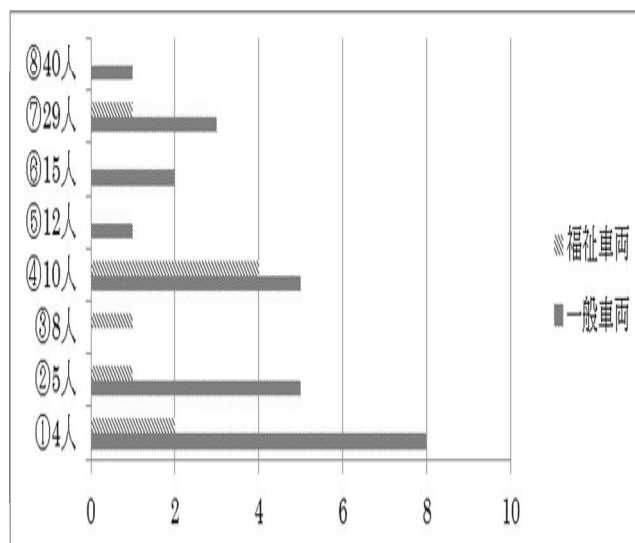
精神分野は、一般車両での対応が可能。身体分野では、福祉車両のみの対応。知的分野では、一般車両・福祉車両ともに、事業所数に比例して車両数が多いことが分かる。(箇所)

一般車両	4人定員	5人定員	8人定員	10人定員	12人定員	15人定員	29人定員	40人定員
身体障害者								
精神障害者	7	5		1				
知的障害者	1			4	1	2	3	1
総計	8	5		5	1	2	3	1
福祉車両	4人定員	5人定員	8人定員	10人定員	12人定員	15人定員	29人定員	40人定員
身体障害者	1	1		3			1	
精神障害者								
知的障害者	1		1	1				
総計	2	1	1	4			1	

乗車定員別に見ると以下のようなになる

(台)

乗車定員	一般車両	福祉車両
4人	8	2
5人	5	1
8人	0	1
10人	5	4
12人	1	0
15人	2	0
29人	3	1
40人	1	0



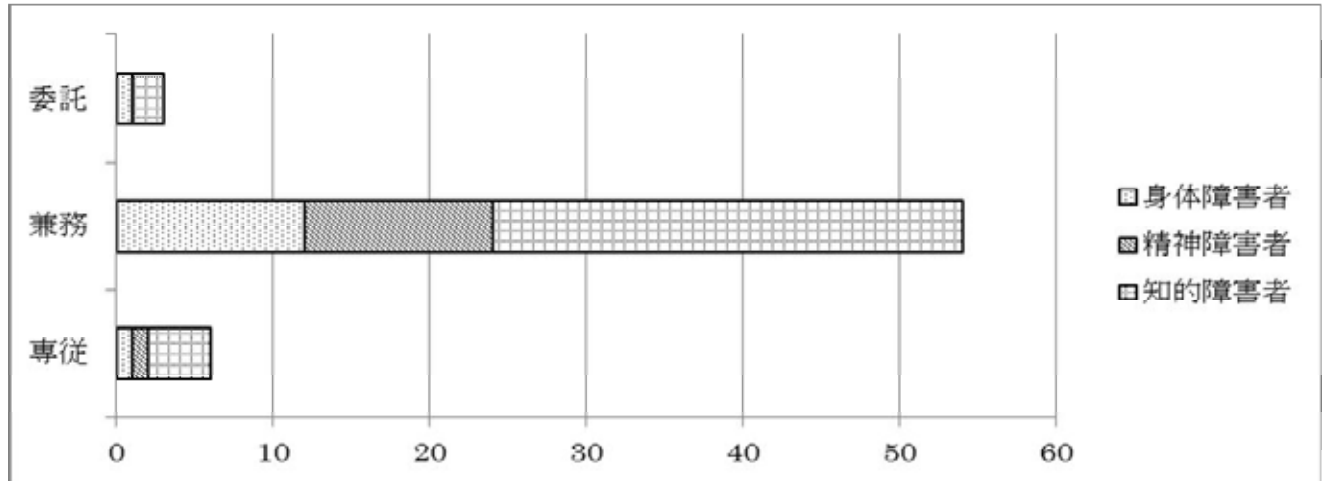
設問10 職員体制について、運転手の雇用形態についてお答え下さい。

どの分野にも共通しているのは、支援スタッフが送迎業務を兼務していること。

障害別

(箇所)

種別	専従	兼務	委託	その他
身体障害者	1	12	1	
精神障害者	1	12		
知的障害者	4	30	2	
総計	6	54	3	



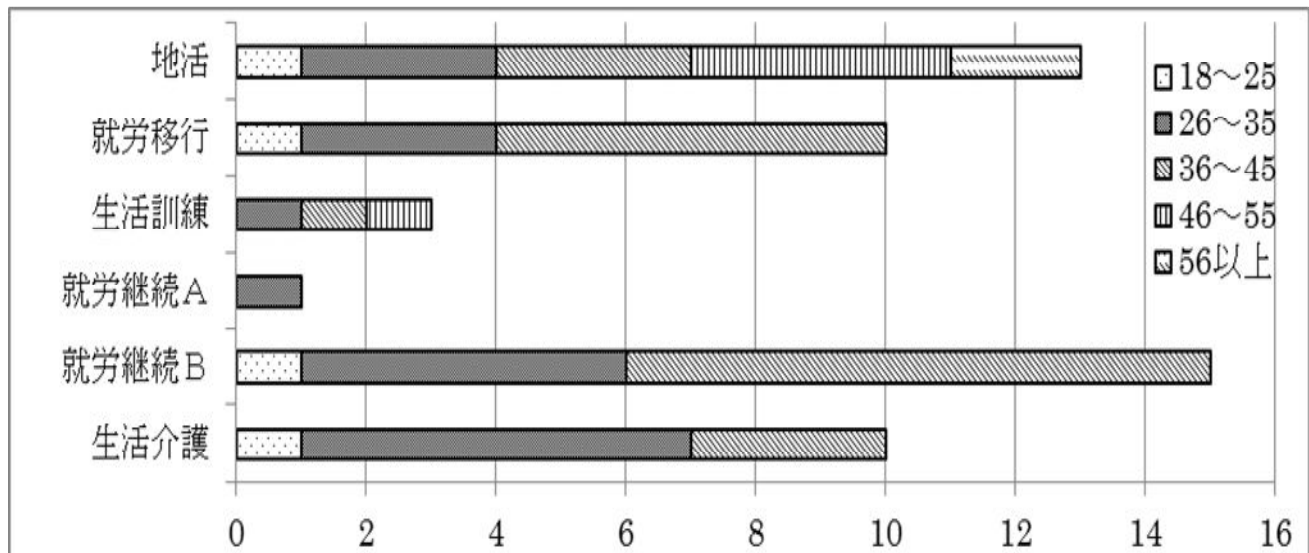
3 . サービス種別

事業所基本情報 (サービス種別)・ (利用者平均年齢)

サービス種別ごとの利用者の平均年齢を見ると、身体障害者を対象とする地域活動支援センターで比較的高い年齢層が多いことがわかる。

(箇所)

サービス／年齢	18～25	26～35	36～45	46～55	56以上	総計
生活介護	1	6	3			10
就労継続B	1	5	9			15
就労継続A		1				1
生活訓練		1	1	1		3
就労移行	1	3	6			10
地活	1	3	3	4	2	13
総計	4	19	22	5	2	52



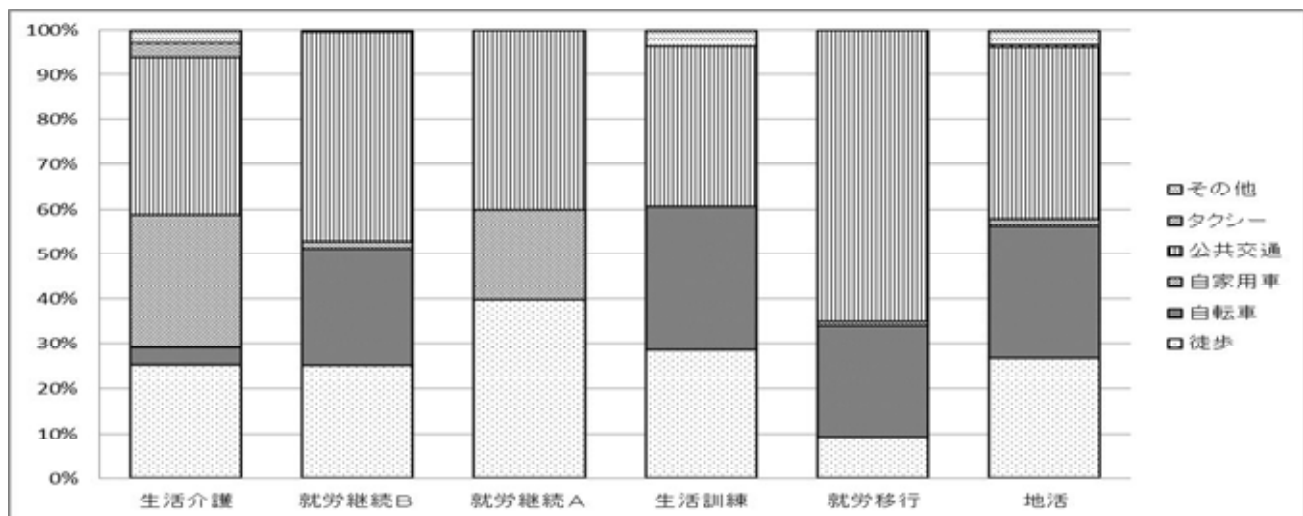
設問1 送迎サービスを利用されていない方々の主な通所手段と人数をお答え下さい

訓練施設（表の塗りつぶし箇所）では、大多数が公共交通機関や徒歩、自転車などで通所している。

他に類を見ないこととして、（本人以外の運転による）自家用車での通所者が生活介護の利用者の約3分の1を占めている。

(人)

サービス／通所手段	徒歩	自転車	自家用車	公共交通	タクシー	その他
生活介護	34	5	40	47	4	4
就労継続B	73	76	5	136	1	
就労継続A	2		1	2		
生活訓練	8	9		10		1
就労移行	20	53	2	139		
地活	50	55	3	71	1	6
総計	187	198	51	405	6	11

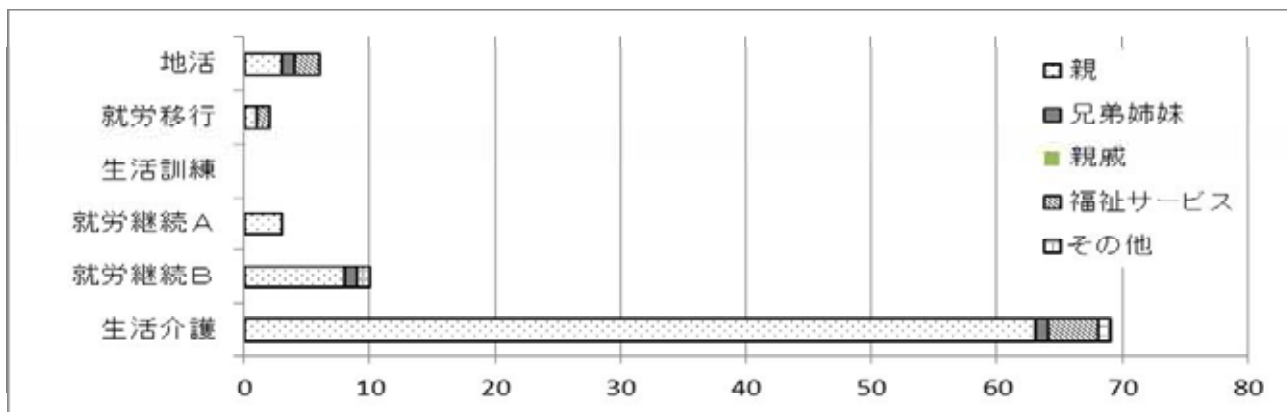


設問2 付き添いの有無について質問します。(送迎サービスを利用していない方への質問)

生活介護サービスでは、通所に付き添いを要する方が圧倒的に多いことが明らかである。その付き添いは、9割以上がご家族という結果となっている。

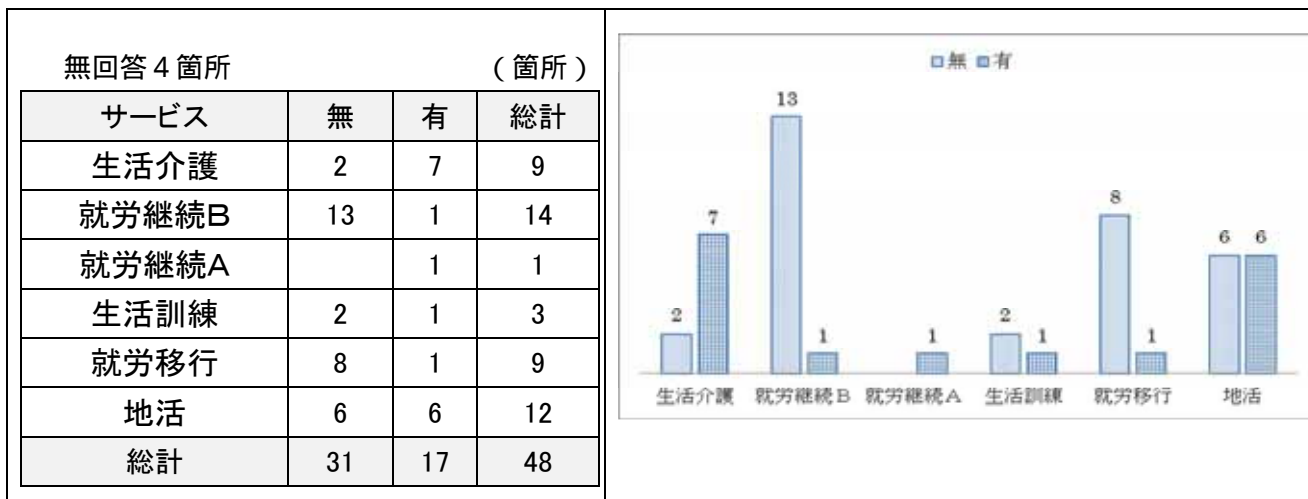
(人)

サービス／主な付添い	親	兄弟姉妹	親戚	福祉サービス	その他
生活介護	63	1		4	1
就労継続B	8	1			1
就労継続A	3				
生活訓練					
就労移行	1			1	
地活	3	1		2	
総計	78	3		7	2



設問3 送迎の有無についてお答え下さい。

生活介護で送迎を実施していない事業所は、約2割。就労Bでは、その逆で9割強が実施していない。

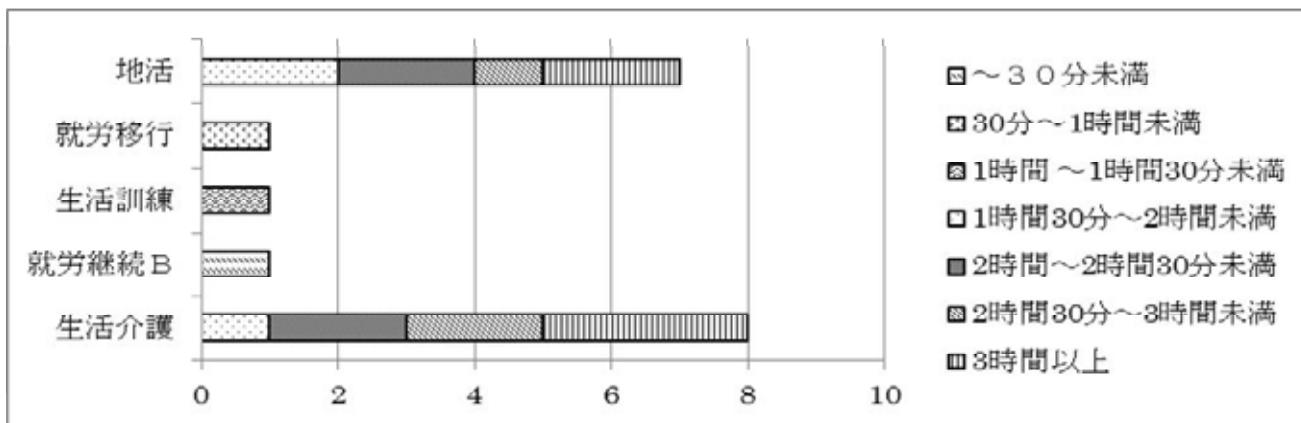


設問3 送迎の有無についてお答え下さい。の続き

送迎にかかる時間数も、生活介護が圧倒的に多い。また地域活動支援センターでも1時間30分以上はかかっていることがわかる。

(箇所)

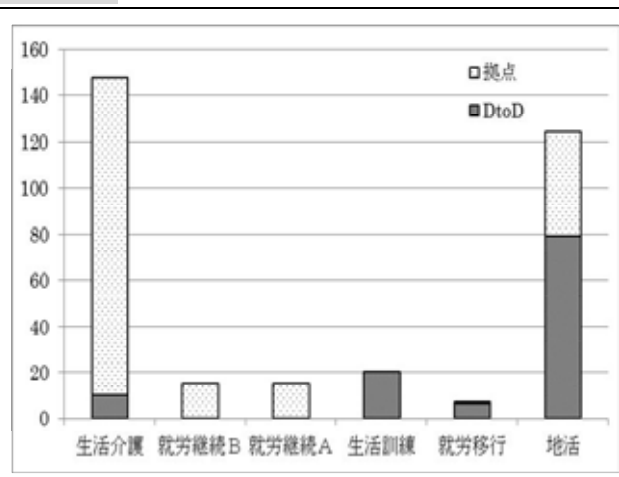
送迎最大時間	生活介護	就労継続B	生活訓練	就労移行	地活	総計
～30分未満		1				1
30分～1時間未満				1		1
1時間～1時間30分未満			1			1
1時間30分～2時間未満	1				2	3
2時間～2時間30分未満	2				2	4
2時間30分～3時間未満	2				1	3
3時間以上	3				2	5
総計	8	1	1	1	7	18



設問5 送迎対象人数についてお答え下さい。

サービス種別によるドアツードア送迎と拠点送迎の比較では、生活介護、就労B、就労Aは、拠点送迎の割合が高く、地域活動支援センター、自立訓練（生活訓練）、就労移行に関してはドアツードア送迎の割合が高くなっている。

サービス	DtoD(人)	拠点(人)
生活介護	10	166
就労継続B		15
就労継続A		15
生活訓練	20	
就労移行	6	1
地活	79	45
総計	115	242

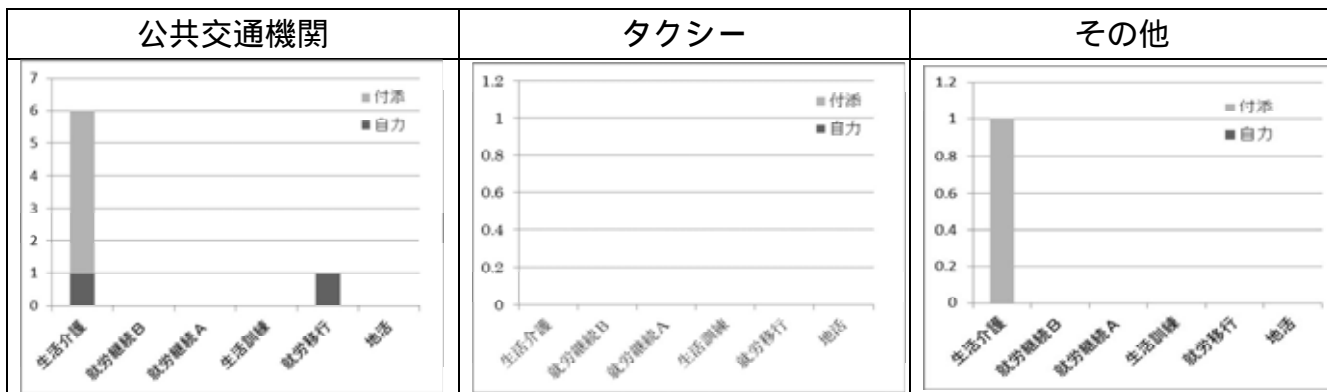
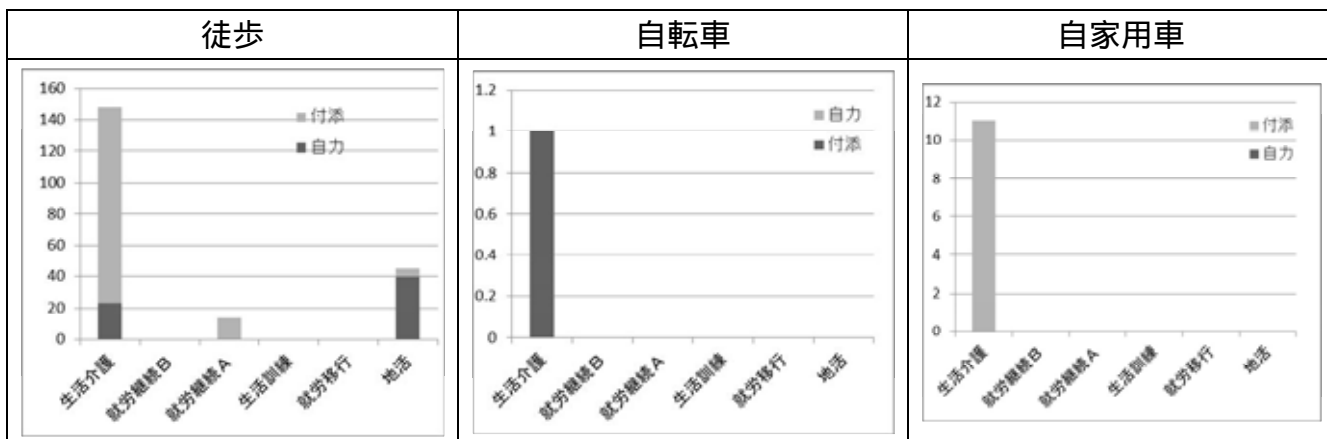


設問 6 拠点送迎の場合、拠点までの主な通所方法と人数を教えてください。

生活介護の利用者は、拠点まで誰かが徒歩で付き添っている方がほとんど。地域活動支援センターでは自力で拠点まで行っている割合が高い。

(人)

サービス	徒歩		自転車		自家用車		公共交通		タクシー		その他	
	自力	付添	自力	付添	自力	付添	自力	付添	自力	付添	自力	付添
生活介護	23	125		1		11	1	5				1
就労継続B		0										
就労継続A		14										
生活訓練												
就労移行							1					
地活	40	5										
総計	63	144		1		11	2	5				1



4 . ま と め

． アンケートから見える現在の課題

- 1 . アンケートで得た日中活動系サービス利用者 (1,215 人) のうち、送迎サービスを利用している人は 357 人 (A) で、29.3% の人が送迎を利用して通所している。
送迎を利用していない人 (858 人) のうち、家族等の付き添いにより通所している人は 90 人 (B) である。この数字から、日中活動系サービス利用者 (1,215 人) のうち、447 人 (A+B) 36.7% の人が、自力での通所が困難であることがわかる。
- 2 拠点送迎利用者 (242 人) のうち、拠点までの付き添いを必要としている方は 162 人 (C) 。
拠点送迎を利用しているにもかかわらず、66.9% の人が、通所の際に付き添いを必要としている。
この数字から、送迎サービス利用の有無にかかわらず家族等の付き添いの元に通所している人は 252 人 (B+C) であり、全利用者の約 20.7% が何らかの付き添いを必要としている。
- 3 . 北部の方が南部より、送迎を行っている事業所の割合が高い (76%) 。北部には、定員規模の大きな事業所が多いことから、南部地域までもカバーすることとなり、送迎にかかる総時間は、南部より北部の方が高い傾向にある。
- 4 . 身体障害部門では、福祉車両が必須でありドアツードア送迎にならざるを得ず、送迎に係る時間も長くなっているが、地域活動支援センターであるために、送迎する人数に関わらず送迎加算の対象となっておらず、事業所の負担が高い。
- 5 . 精神障害分野では、長期の入院やひきこもり、対人不安等、疾病に由来する社会参加の障害等により、公共交通機関の利用が困難な人がおり、多くは単身生活で家族の支援がないため、とくに身体機能の低下がみられる 50 代以上の生活介護の利用者にはドアツードア送迎が必須となっている。
- 6 . 生活介護事業所では、ほとんどが送迎を行っている。(但し、定員規模が大きい所で、2カ所行っていないところがある。) 地域活動支援センターも半数が送迎を行っている。
それ以外のサービス種別では、送迎を行っているところはごく一部となっている。
- 7 . 送迎を担当しているのは、支援員と兼務という事業所がほとんどであり、8割の事業所が送迎に係る経費や人件費を送迎加算だけではまかなえていない。

・課題のまとめ

< 課題 >

家族の付き添いが困難な状況になったときには、ドアツードア送迎になることが推測される。家族の高齢化等によりドアツードア送迎のニーズが高まると、それに対応しようとする事業所の負担も増加する。

行きたい事業所への安心安全な通所を保障するためには、家族の犠牲や、一事業所、一法人の自助努力に期待するだけでなく、送迎サービスについて再考する必要がある。

< 課題 >

身体障害の事業所においては、送迎に係る経費や職員の労力負担が大きいことが想定される。しかし、地域活動支援センターとして運営しているため、国の制度である送迎加算の対象とならず、送迎に関する負担感が他に比べて大きい。

< 課題 >

南部に送迎を行っている事業所が少ないため、北部まで時間を掛けて利用者が通っている。長時間の送迎は、利用者・事業者双方の負担が大きく、相対的に事故の確率も高くなると考えられる。

また、送迎の有無が、事業所を選ぶ際の大きな判断材料になっている現実がある。ニーズにあったサービス利用を促進し、送迎時間を短縮するためにも、新規事業所を立ち上げる際には、南部、北部の送迎事情を考慮していくことが必要。

生活支援部会からの提言

< 課題 への提言 >

将来的なドアツードア送迎ニーズの増加に対応できるように、「タクシー送迎」(数人が乗合で自宅～事業所を往復利用)の可能性を探るため、複数法人の協力を得てモデル的に取り組んでいきます。その際、市内の移動に関する課題に先行して取り組んでいる市川市福祉有償運送運営協議会に、ご協力をいただくことを提案します。

* タクシー送迎のメリット

- ・ **利用者** : 家族の協力が得られなくなっても、通い慣れた事業所に通所することができる。家族の送迎負担が軽減し、安心安定して通所できる。
- ・ **タクシー会社** : 時間および利用日が一定の為、固定客が確保できる。また、利用者がタクシー利用に慣れてくると、他の用事での利用も期待できる。
- ・ **事業者** : 職員の送迎負担が軽減し、本来の業務に専念できる。運転リスクへの不安がない。車両の維持管理費が不要となり、経費が節減できる。

< 課題 への提言 >

地域活動支援センターは、比較的小規模で利用者のニーズに合った活動の場を提供することのできる貴重な社会資源です。地域活動支援センターが実施する送迎について、現在の送迎補助金(月額 30,000 円)に代わり、障害福祉サービスの送迎加算を基準に補助金額を見直すことを市川市に提案します。

(例)生活介護事業所において、* 区分 5 若しくは区分 6 に該当する者等の割合が 60% 以上である場合。1 ヶ月 20 日間、10 人の送迎をした場合の送迎加算。

$(27 \text{ 単位} + 14 \text{ 単位}) \times 2 \text{ 往復} \times 20 \text{ 日} \times 10.4 \text{ (単位数単価)} \times 10 \text{ 人} = 170,560 \text{ 円}$

(送迎加算)

24 年度より、障害福祉サービス「生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続 A 型・B 型」において、送迎を実施する場合、障害福祉サービス報酬に加算されることになった。

通常 27 単位/回 (上記*印、さらに 14 単位/回加算)

1 回の送迎につき平均 10 人以上が利用し、かつ週 3 回以上の送迎を実施している場合その他障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業において都道府県が必要と認めた基準により算定。尚、利用定員が 20 人未満の事業所にあつては、平均的に定員の 50 / 100 以上が利用している場合に算定。

< 課題 への提言 >

今後、市川市の障害福祉計画を推進していく際に、南部地区に送迎を行う生活介護事業所を計画的に増やすための検討を官民協働で行うことを提案します。

平成 25 年 5 月 30 日（木）

就労支援部会・就労支援担当者会議・福祉的就労担当者会議からの報告

市川市障害者就労支援センター アクセス

小井土 栄一

就労支援部会について

本年度より外部の機関に参加いただき、就労担当者会議・ふくたんからの提案や報告に対して、課題認識や取り組みの方向性について意見交換、協働の可能性などについて検討します。第一回は就労担当者会議とふくたんそれぞれから、年度の計画について報告を受け、意見交換をする予定です。6月5日（水）に実施します。

就労支援担当者会議からの報告

1. 構成メンバー

市障害者支援課、就労移行支援事業所（南八幡ワークス、えるワーク、ビルド、第1・第2・第3レンコンの家、サンワーク就労センター、ユースキャリアセンターフラッグ、N-FIT、リバーサル市川）、就労継続A型事業所（一休堂）メンタルサポートセンター、ACT-J、就業・生活支援センター いちされん、障害者就労支援センター アクセス、基幹型支援センターえくる

2. 今年度の取り組み

(1)【会議】平成25年度：12回開催予定（毎月1回）15:30～17:00

(2)【企画】

下記～について、就労者担当者会議構成メンバーがグループに分かれ討議・実施。

就労移行支援事業所 合同説明会

各就労移行事業所の事業内容などを一度に情報を得られる場として、昨年度実施し多くの参加者を集めました。本年度は7～9月の間で実施予定。

働く人の集う場

昨年度アクセスの余暇活動と連携し、ワーカーストークとして働く障害者の方たちのニーズ把握をしました。今年度はそれを踏まえ就労担当者会議として開催を予定しております（2回を想定）。

情報共有（データベース）

メーリングリストでは補いきれない情報（求人や実習、発注や地域情報など）をどのように共有していくか。ふくたんとあわせて「サイボウズ」Liveの利用について検討をしていきます。

雇用促進セミナー

ハローワーク市川による、市内障害者雇用未達成企業への障害者雇用促進セミナーを活用し、就労先や実習先の開拓につなげていく。

福祉的就労担当者会議からの報告

1. 構成メンバー

市障害者支援課・障害者施設課、就労継続支援 B 型事業所（南八幡ワークス、いぶき、ぼらりす、フォルテ行徳、チャレンジ国分、スクラム、スタジオほっとハート） 地域活動支援センター（ビーあるふぁ）

2. 今年度の取り組み

(1)【会議】平成 25 年度：10 回程度開催予定 15:30～17:00

(2)【企画】

情報共有について

- ・ふくたんだけでなく、就担もふくめて情報共有について検討
- ・「サイボウズ」Live（無料版）の利用について
- ・セキュリティ面（担当者が退職した場合のパスワード管理等）や、ソフトの継続的活用（担当者が代わる事でせっきくのシステムも使用しなくなる等）の課題について話し合う

就労継続 B 型事業のあり方について

- ・事例検討（利用者視点で仕事をするやりがいとは）
- ・ここ数年での受注事業の変化への対応について論議（内職業者仲介から直接企業とのやり取り等）
- ・ふくたん以外の B 型事業所とも意見交換会などを行っていくのはどうか検討

自主生産品について

- ・ふくたんとして 1 つの商品を開発しブランド化していくのはどうか検討
- ・販売の場の提案・仕組みなどの検討
- ・事業所によって事情が異なる為、取り組みとしては抽象的になってしまう課題を整理

取り組みの内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
情報共有について (cybozuプロジェクト)		勉強会										
就労継続支援B型事業の あり方について		事例検討のたたき 台を作る										
自主生産品について			事業者アンケート 実施	集計	検討				一定の結論を得る			

平成 25 年度 市川市障害者団体連絡会 活動予定

市川市障害者団体連絡会
大井 好美

1 . 全体会 4 回を予定 (5 月、 8 月、 11 月、 2 月)

2 . 企画・参加事業

8 月 31 日 防災ひろば参加

12 月 障害者週間イベント、啓発活動

3 . その他

勉強会

次年度の障害者団体連絡会の運営の話し合い

以上の事は決まりましたが細かくは決まってもおらず、その他も役員会で決定しながらやっていきます。



みんなで作ろう



障害者差別をなくす法律・条例を考えるフォーラム 2013

障害者差別解消法案が今国会に提出されました。世界中の国々で障害者差別をなくすための法整備がされてきましたが、日本はずっと取り残されてきました。弁護士会や障害者団体が声を上げ、国連が日本政府に勧告をしてから10年以上が過ぎました。それが、ようやく日の目を見ようとしているのです。しかし、この法案のことはまだ十分には知られておらず、成立するためにはみんなが声を上げていかなければなりません。この機会を逃すと法律はできません。みんなで力を合わせて、障害者への差別をなくす法律を作りましょう。なかなか国が法律を作らないので千葉県、北海道、岩手県、熊本県、さいたま市、八王子市などが障害者差別をなくす条例を作ってきました。現在も条例を作る動きをしている自治体はたくさんあります。自治体関係者と当事者や家族、関係者でいっしょに話し合い考えたいと思います。

日時 ■ 2013年6月16日(日)

午後1時～4時

会場 ■ 和洋女子大学西館1-4教室

(千葉県市川市国府台2-3-1)

プログラム ■

- ① 基調報告：山崎史郎氏(内閣府 政策統括官)
- ② シンポジウム「これまでとこれから」
条例を整備した自治体の担当者、他
司会：野沢和弘氏(毎日新聞論説委員)



定員 ■ 最大400名 / 申込み不要

* 情報保障、座席指定、駐車等の個別の配慮が必要な方は事前にお知らせ下さい。

主催 ■ 千葉県手をつなぐ育成会

実行委員会(千葉県手をつなぐ育成会、千葉市手をつなぐ育成会、千葉県自閉症協会、千葉県聴覚障害者協会、千葉県精神障害者家族連合会、他千葉県内障害者団体)

後援 ■ 内閣府、全日本手をつなぐ育成会、千葉県、千葉市、和洋女子大学、千葉県身体障害者福祉協会、千葉県視覚障害者福祉協会、千葉県知的障害者福祉協会、障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会、中核地域生活支援センター連絡協議会、他千葉県内関係団体(一部、依頼中)

事務局 ■ (問合せはメール又はFAXで)

千葉県手をつなぐ育成会

千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センタービル3階

E-mail: jimukyoku-chiba@hotmail.co.jp FAX 043-242-6494



☆会場には駐車場がありません。公共交通機関でお越しください。
■ JR市川駅からバス＝北口1番京成バス「松戸営業所行」真間山下下車すぐ
■ 京成国府台駅から徒歩8分



普通に生きる



～自立をめざして～

静岡県富士市における生活介護事業所「でらーと」の取り組みを5年に渡って記録したドキュメンタリー映画



「どんなに重い障害を持っていても、
地域の中で普通に生きてゆける社会をつくる」
親たちはこの理念を信じてまっすぐに進んだ！

静岡県富士市にある生活介護事業所「でらーと」は、『どんなに重い障害があっても、本人もその家族も、地域の中で普通に生きてゆける社会をめざす』という理念のもとに、親たちの努力で、ゼロから立ち上げた重症心身障害児者のための通所施設である。

ここには、医療的ケアを必要とする利用者も多く、生活支援員の他に看護師も常勤し、毎日、それぞれの障害や個性に合わせたプログラムで日中活動を支援している。利用者は多くの人や地域とのかかわりの中で、社会性を身につけ、誰からも介護を受けられるように成長していく。そして、親たちも法制度の改革の波に揉まれつつも行政に働きかけ、自分たちのニーズに合った制度や施設づくりを行い続けてきた。

いずれは、親も子どもそれぞれの人生を明るく送れる社会づくりを目指して『福祉の受け手から担い手となる』発想が、親たちの新しい未来を切り拓いてきた。

映画は、二つ目の施設建設が持ち上がった頃からの五年間を追う。

「普通に生きる」上映会 日程 (申込は裏面の申込書で)

日時：平成25年7月7日(日)

2回上映 10:30 ~ 13:00 ~

場所：市川市男女共同参画センターウィズ7階研修ホール

料金：無料 プロデューサー 貞末麻哉子さんの挨拶もあります。

主催：「普通に生きる」市川上映会実行委員会 後援：市川市

問合せ先： 関口 TEL&FAX：047-396-6886



■作品に関するお問合せ・配給に関するお問合せは

マザーバード TEL&FAX：03-6913-5591 まで

■「普通に生きる～自立をめざして～」公式ホームページ

<http://www.motherbird.net/~ikiru>

「普通に生きる」

市川上映会開催にあたって

市川市では、平成16年から、重症心身障害児者に関わる行政や民間事業者等の関係者が集まり重症心身障害児者支援について、協議検討してきています。現在は、重症心身障害児者サポート会議として、家族、障害福祉サービス事業者、医療・教育関係者、行政等が参加し、年に7～8回の会議、研修会、預かり事業を開催しているところです。しかし、重症心身障害児者の施策は、医療的ケアなど支援の困難性等のため、なかなか思うように進んでいません。

～市川市で、重症心身障害児者の方々が、その人らしく地域でいきいきと生活するには？～
それには、市川市に住んでおられるたくさんの人たちの協力なしにはあり得ません。

重症心身障害児者サポート会議に集う私たちは ドキュメンタリー映画「普通に生きる」上映会 を、市民の皆様の力が、なにより大切なのだとの思いも込めて、実行委員会形式で開催することにいたしました。

障害をもつ方、その家族の方たちが「普通に生きる」ためのヒントが、この映画にはたくさん詰められています。また、ご本人や家族の苦闘、長い時間をかけての事実の受け入れ、そして、成人式の素敵な、はちきれんような笑顔と、涙の数々・・・

そこには、一言では語りつくせない命の尊さと、命にひそんでいる限りない力があることを私たちに信じさせてくれます。

この映画を観ることで、私たちも含めて、重症心身障害児者の方、その家族の方たちへの理解を深めると共に、市川市がすべての人にやさしいまちになれるよう、心を一つにできればと願っています。

たくさんの皆様のお出でをお待ちしております。

「普通に生きる」市川上映実行委員会

「普通に生きる」上映会申込書

所属 _____

住所 _____

氏名 _____ 電話 _____

【上映会 10:30～ 13:00～ 鑑賞する時間を で囲んでください。】

このままFAXで送ってください。 宛先 047-396-6886 担当 関口

中核地域生活支援センター大会 in2013

地域社会の貧困化

～生活困窮に対する支援の課題とこれから～

地域社会全体が貧困傾向にある中で、生活困窮や社会的孤立を生み出す要因とは何かを理解した上で、今、私たちは何を課題として捉え、どう活動すべきなのかを考えていきます。

【開催】平成25年7月20日(土)

【時間】10時00分～16時00分

< 講演・対談 >

基調講演：村木 厚子 さん

(厚生労働省 社会・援護局長)

対談者：野澤 和弘 さん(毎日新聞社 論説委員)

< シンポジウム >

社会福祉法人生活クラブ風の村 理事長 池田 徹 さん

NPO法人井戸端介護 代表 伊藤 英樹 さん

佐倉市社会福祉協議会 主任支援専門員 鯉淵 百合子 さん

中核地域生活支援センターがじゅまる センター長 朝比奈 ミカ



【会場】千葉市蘇我勤労市民プラザ 多目的ホール

JR蘇我駅西口：徒歩5分(線路沿)

【定員】390名(先着順) 【参加費】500円

【申込み締め切り】7月10日(水)までに裏面の申込用紙にて

FAX・メールにてお申込み下さい。

【主催】千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会

【後援】千葉県



問合せ先：さんぶエリアネット

電話：0475-53-5208

Eメール：sanbuarea@wanahome.or.jp

【プログラム】

- 10:00～10:10 【主催者挨拶】 連絡協議会長 井本 義孝
- 10:10～11:10 【基調講演】生活困窮に対する支援の課題とこれから 村木 厚子さん
- 11:10～12:00 【対談】野澤和弘さんとの対談
- 12:00～13:00 休憩
- 13:00～13:30 中核地域生活支援センター白書の報告
- 13:30～16:00 【シンポジウム】「地域社会の貧困化～生活困窮に対する支援の課題とこれから～」
- <コーディネーター> 毎日新聞社 論説委員 野澤 和弘 さん
- <コメンテーター> 厚生労働省社会・援護局長 村木 厚子 さん
- <シンポジスト> 社会福祉法人生活クラブ風の村 池田 徹 さん
 NPO法人井戸端介護 伊藤 英樹 さん
 佐倉市社会福祉協議会 鯉淵 百合子さん
 中核地域生活支援センターがじゅまる 朝比奈 ミカ



中核地域生活支援センター大会 参加申込書

FAX:0475-80-2808

(ふりがな) お名前 ・ 合計 (名)		
ご所属等		
ご連絡先	TEL: Fax: Eメール:	
障害対応	車椅子用スペース / 手話通訳 / 要約筆記 / 録音資料(DAISY) その他() (ご必要な方は○で囲んでください。)	
備考	(大会にあたり、特に配慮が必要な事、質問等がございましたら、ご記入ください。)	

お申込みありがとうございました。